京都市高速鉄道安全報告書　2017

Kyoto City Subway Annual Safety Report

京都市交通局

目　　次

ごあいさつ　2

１　輸送の安全を確保するための基本的な方針　3

２　安全管理に関する体制

２－１　安全管理体制　4

２－２　安全管理者の役割　5

２－３　安全管理の方法　6

３　輸送の安全に関する目標及び達成状況　7

４　輸送の安全の実態について

４－１　鉄道運転事故等の状況について　8

５　安全重点施策　12

５－１　平成２８年度の取組及び達成状況　13

６　安全重点施策の取組の詳細　15

７　安全関連投資・修繕費の支出状況　29

８　お客様へのお知らせとお願い

８－１　駅構内でのお願いと安心・安全のための設備　30

８－２　車内でのお願いと安心・安全のための設備　34

８－３　お客様からのご意見　36

・本報告書は鉄道事業法第19条の4および鉄道事業法施行規則第36条の9の規定に基づき，作成し，公表するものです。
・本報告書の内容は特に記載のない限り平成29年3月末日現在のものです。

ごあいさつ

日頃は，京都市営地下鉄をご利用いただきまして，誠にありがとうございます。

京都市営地下鉄は，市民の皆様や京都を訪れる観光客の皆様の大切な足として，日々約３７万９千人のお客様にご利用いただいている，重要な交通機関です。

地下鉄を運営するにあたっては，お客様が安全・安心・快適にご利用いただけることを最優先に，これまでから，運転業務や保守業務，駅管理業務などの確実な遂行のため，全職員に対して関係法令の遵守，安全確保のための教育訓練等の徹底，老朽化した施設等の更新，新たな安全設備の設置等を行い，安全性向上に努めてまいりました。

平成２８年度は，可動式ホーム柵が未設置の烏丸線１２駅に，線路への転落防止や列車との接触事故を未然に防ぐため，ホーム端が目立つよう注意喚起ライン（ＣＰライン）を設置し，さらなる安全性の向上を図るとともに，昨今のゲリラ豪雨や台風による浸水対策として，地下鉄沿線を流れる鴨川・高野川の氾濫に備え，従来からの土のうの配備に加えて，新たに６つの駅の出入口に止水板の設置を完了し，水害に対する設備の強化を行いました。

その一方で，昨年度は３０分以上の遅延を伴う輸送障害が２件発生し，多くのお客様に多大なご迷惑をおかけ致しました。このような事態を発生させぬよう原因を徹底究明し，業務の見直しや改善を図っていくとともに，今後ともお客様に安全・安心・快適に地下鉄をご利用していただけるよう，交通事業者の最大の責務である「輸送の安全」を常に最優先に掲げ，引き続き交通局全職員が一丸となって事業運営を行ってまいります。

最後に，本報告書は鉄道事業法等の規定に基づき，地下鉄の安全運行に関する取組について広くお知らせし，お客様に安心してご乗車いただくため作成し，公表するものです。本報告書に対するご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

平成２９年９月

公営企業管理者　交通局長

山本　耕治

1　輸送の安全を確保するための基本的な方針

全職員が右記の行動規範に基づき，『輸送の安全の確保』に取り組んでいます。

職員の安全に係る行動規範

一、一致協力して輸送の安全の確保に努める。
一、輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
一、常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
一、職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをする。
一、事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとる。
一、情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
一、常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

平成二十八年四月
京都市公営企業管理者交通局長　山本耕治

２　安全管理に関する体制

２－１　安全管理体制

京都市交通局では輸送の安全を確保するため，鉄道事業法に基づき「安全統括管理者」「運転管理者」及び「乗務員指導管理者」を選任しています。

また，右図のとおり交通局長を最高責任者とする安全管理の組織体制を確立しています。

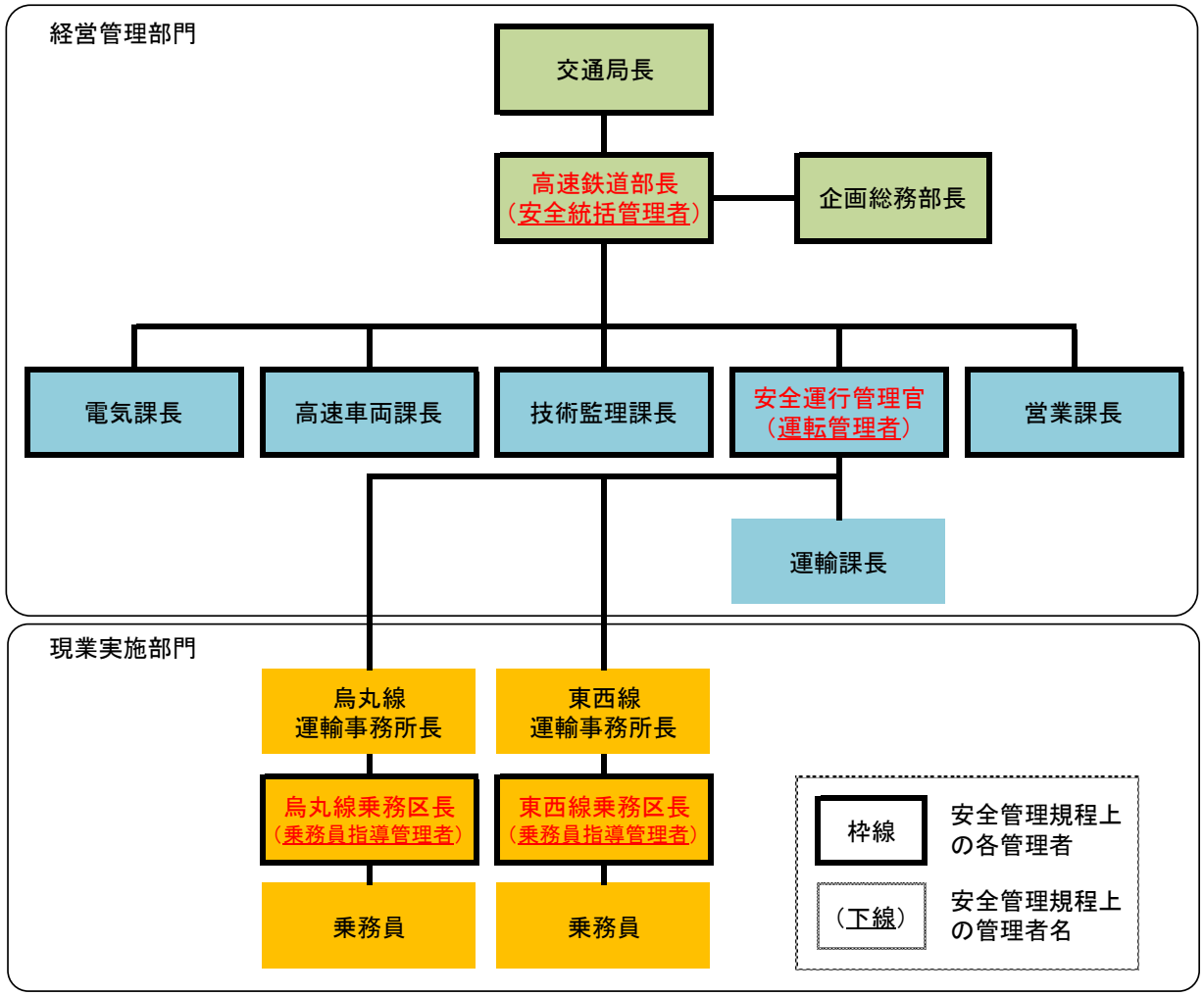

２　安全管理に関する体制

２－２　安全管理者の役割

局長をはじめ輸送の安全の確保に係る役割を定めています。

役職	役割
交通局長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
高速鉄道部長 （安全統括管理者）	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
安全運行管理官 （運転管理者）	安全統括管理者の指揮の下，運転に関する事項を統括する。
乗務区長 （乗務員指導管理者）	運転管理者の指揮の下，乗務員の資質の維持に関する事項を管理する。
技術監理課長	安全統括管理者の指揮の下，施設に関する事項を統括する。
高速車両課長	安全統括管理者の指揮の下，車両に関する事項を統括する。
電気課長	安全統括管理者の指揮の下，電気設備に関する事項を統括する。
営業課長	事故防止（内部監査）に関する事項を統括する。
企画総務部長	財務及び設備投資並びに要員に関する事項を統括する。

２－３　安全管理の方法

輸送の安全の確保に当たっては，ＰＤＣＡサイクル※を導入し，継続的な安全の確保・向上に努めています。

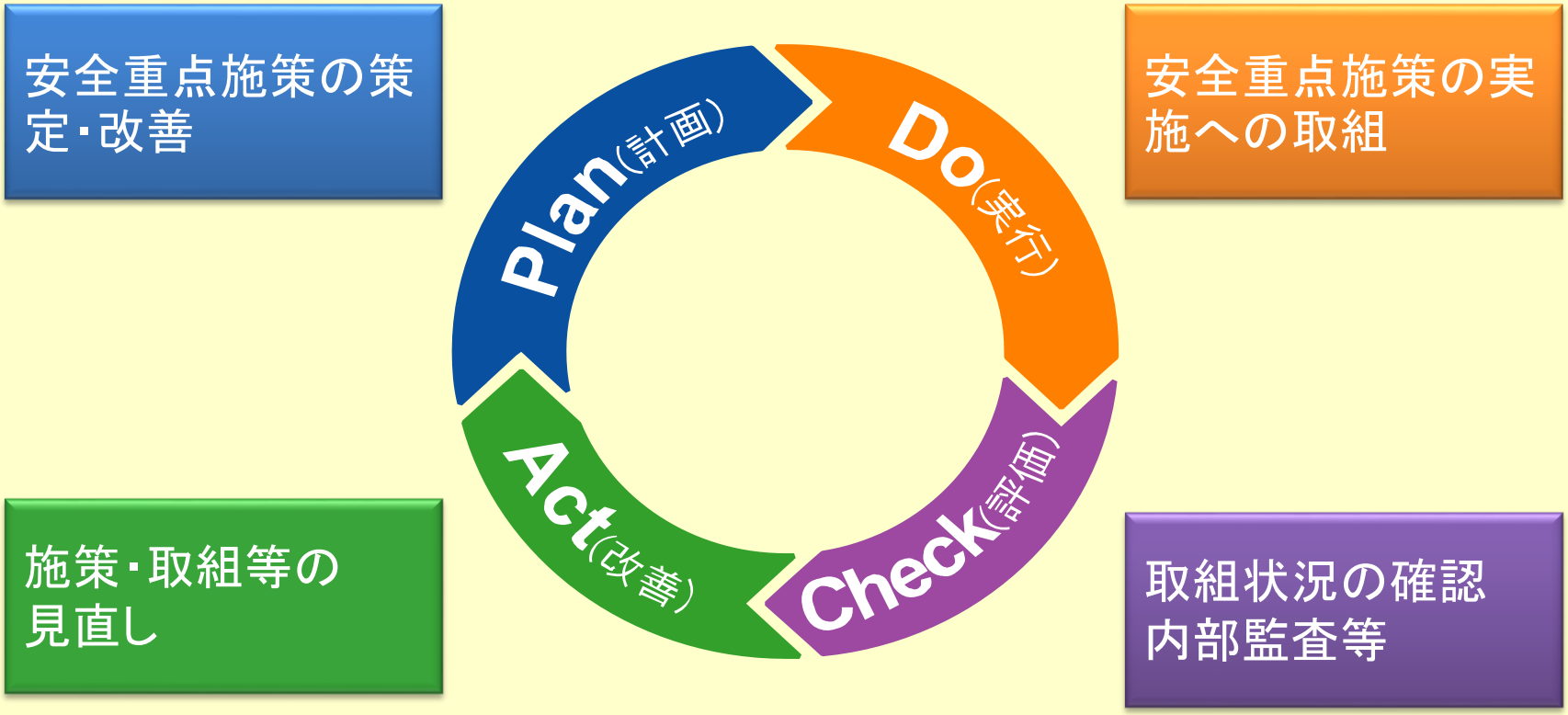

※　事業の管理業務を円滑に行うための方法の1つ

３　輸送の安全に関する目標及び達成状況

安全目標

（１）平成２８年度

≪目標≫　　有責による運転事故及び輸送障害をゼロにする。

≪達成状況≫　有責による運転事故はゼロでしたが，輸送障害が２件発生しました。

（２）平成２９年度

≪目標≫　　有責による運転事故及び輸送障害をゼロにする。

平成２９年度も，より安全に地下鉄をご利用いただけるよう
職員一丸となって目標達成に向けて取り組みます。

４　輸送の安全の実態について

４－１　鉄道運転事故の状況について

国土交通省令「鉄道事故等報告規則」に定められた“鉄道運転事故”，“輸送障害”，“インシデント”，“電気事故”について，近畿運輸局に報告※を行っています。

※この報告は当局の責任の有無に関係なく行うものです。

鉄道運転事故	列車衝突，列車脱線，列車火災，踏切障害，道路障害，鉄道人身障害（列車・車両の運転により生じたもの），鉄道物損の各事故
輸送障害	鉄道による輸送に障害を生じた事態であって，鉄道運転事故以外のもの（３０分以上の遅延を生じたもの）
インシデント	鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態
電気事故	感電死傷事故，感電火災事故，感電外死傷事故，供給支障事故の各事故

４　輸送の安全の実態について

（１）平成２８年度の地下鉄における鉄道運転事故等について

○“鉄道運転事故”は１件発生しました

平成２８年１０月１４日（金）２２時３８分，烏丸線北山駅において，酩酊状態の８２歳男性が誤ってホームから転落され，その後，到着した国際会館行きの列車と接触される事案が発生しました。この時，運転士は，男性に気付き，直ちにブレーキを操作しましたが，列車は止まりきれず男性と接触したもので，当局に過失はありませんでした。

○“輸送障害”は２件発生しました

①平成２８年８月１０日（水）１２時１４分，烏丸線北大路駅に停車中の列車が，ブレーキ用のコンプレッサー故障により，非常ブレーキが解除できずに走行不能になったため，併合推進（故障していない別の車両に故障車両を連結して走行すること）により車両基地まで回送することになり，ダイヤが大幅に乱れました。

⇒全車両で故障の原因となった部品を新しいものに交換するとともに，整備基準を見直しました。

②平成２９年３月７日（火）５時０７分頃，烏丸線国際会館駅において，ポイントの電源装置で故障が発生したため，午前８時～午前１１時まで竹田駅～北山駅での折り返し運転とし，北山駅～国際会館駅間の運転を見合わせました。

⇒定期点検の間隔を短縮するとともに，電源装置が故障しても別経路で電気を供給できるよう対策を行いました。

４　輸送の安全の実態について

○“インシデント”は１件発生しました

平成２８年７月１５日（金），車両を解体して行う４年ごとの大規模定期検査において，東西線の１車両の台車に取り付けた部品（モーター受座）にひびが１箇所発見されました。

⇒ひびの状況はごく軽いもので，地下鉄の運行に影響するものではありませんでしたが，直ちに修理を行うとともに，全車両についても検査を行い，ひびが発生していないことを確認しました。

○“電気事故”は１件発生しました

平成２８年１１月３０日（水），東西線御池変電所における定期点検中に，委託事業者の作業員１名が作業ミスにより感電し，手首に軽い火傷を負う事案が発生しました。

⇒作業前ミーティングにおいて，全員で実際の機器を見ながら作業内容の確認を徹底するとともに，通電している部分に近い場所では，複数の作業員で相互に監視しながら作業を行うよう改めました。

４　輸送の安全の実態について

（２）地下鉄における鉄道運転事故等について（過去５年間）

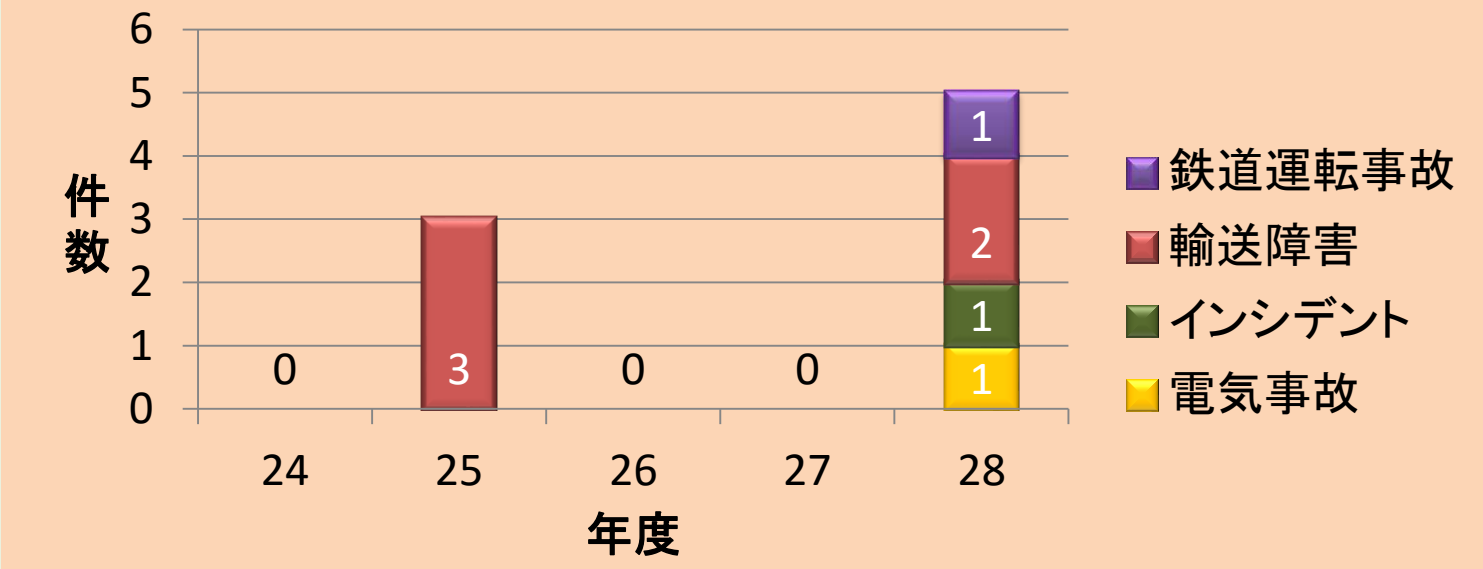

平成２５年度の輸送障害３件について

①　６月７日（金）の東西線二条城前駅における車両故障による運休

②　９月１６日（月）～１９日（木）の台風１８号による東西線御陵駅～山科駅間における冠水による運休
（河川から大量の水が流入したため運休しましたが，民間企業のご協力も得て不眠不休で復旧させました。）

③　１２月２８日（土）の烏丸線烏丸御池駅における線路内への飛び込みによる運休

５　安全重点施策

平成28年度の安全重点施策は以下の5項目です。

安全重点施策とは，安全方針を具体化するための重点的な施策であり，これらの施策はさらに具体的な取組計画に細分されます。

1. 安全管理規程の全職員に対する周知・徹底及び安全意識の高揚
2. 輸送の安全を確保するための職員の教育・訓練等
3. 乗車時における安全対策の向上
4. 輸送の安全に関する内部監査の実施及び必要な是正または予防措置の実施
5. 輸送の安全を確保するための鉄道施設，車両等の整備・更新

５ 安全重点施策

５－１ 平成28年度の取組及び達成状況

安全重点施策	内容	達成度	
（1）安全管理規程の全職員に対する周知・徹底及び安全意識の高揚	①安全管理規程の周知・徹底及び安全意識の高揚を図る研修の実施	○	
	②全職員への安全に関するアンケートの実施及び結果の活用	○	
（2）輸送の安全を確保するための職員の教育・訓練等	①市総合防災訓練等の実施時における取組	○	
	②地下鉄の総合防災訓練の実施	○	
	③緊急地震速報システムの運用に関する訓練	○	
	④大型保守用機械の相互救援訓練	○	
	⑤車両脱線復旧訓練	○	
	⑥乗務時における基本動作の徹底と確認	○	★
	⑦ヒヤリ・ハット情報の収集，分析及び活用	○	
	⑧安全に関する会議の強化	○	
	⑨水害に備えた重点警戒の実施	○	

（達成度について）
○：実施・達成できた　△：実施・達成できたがさらなる工夫が必要
×：実施不十分または実施・達成できなかった　※：実施するような事態は発生しませんでした

★印は28年度の重点強化項目

5 安全重点施策

安全重点施策	内容	達成度	
(3)乗車時における安全対策の向上	①乗車時における扉挟み件数ゼロを目指した取組	○	
(4)輸送の安全に関する内部監査の実施及び必要な是正または予防措置の実施	①定期内部監査	○	
	②緊急内部監査	※	
(5)輸送の安全を確保するための鉄道施設，車両等の整備・更新	①烏丸線におけるホームの安全対策	○	★
	②水害に備えた設備の設置	○	★
	③レールの更新	○	
	④車両の車輪はめ替え	○	
	⑤信号保安設備の更新	○	
	⑥電力設備の更新	○	
	⑦電車線の更新	○	
	⑧鉄道施設，車両等の点検・整備の徹底	△	★

(達成度について)
○：実施・達成できた
×：実施不十分または実施・達成できなかった
△：実施・達成できたがさらなる工夫が必要
※：実施するような事態は発生しなかった

★印は28年度の重点強化項目

６　安全重点施策の取組の詳細

（1）安全管理規程の全職員に対する周知･徹底及び安全意識の高揚

①安全管理規程の周知・徹底及び安全意識の高揚を図る研修の実施

地下鉄に携わる全職員に対して，安全管理規程に基づく輸送の安全を確保する意識の更なる向上を図るため，定期教育訓練（職種毎に年に数回実施している教育訓練）等での安全管理規程の周知徹底及び安全統括管理者が点呼や朝礼の立会を１２回行い，職員の安全意識の高揚を図りました。

②全職員への安全に関するアンケートの実施及び結果の活用

平成２８年１１月に，高速鉄道部の職員の安全意識の浸透度，理解度を把握するために，部内全職員に対して教育訓練時などに安全に関するアンケートを実施し，業務遂行上，鉄道輸送の安全を何よりも優先するという意識が高いことが確認できました。また，安全意識の向上に関する回答を踏まえて，実車を用いた実際の故障等を想定した訓練を，次年度に実施する計画を行いました。

６　安全重点施策の取組の詳細

（2）輸送の安全を確保するための職員の教育・訓練等

お客様の輸送の安全を確保するため，各職種毎に教育・訓練等を行っています。

①市総合防災訓練等の実施時における取組

①－１京都市災害対策本部運用訓練の実施

- 平成２８年６月６日（月）に，京都市域に激しい雨が降り災害が発生する恐れが高まっているとの想定で実施された「平成２８年度水害対応訓練」に合わせ，関係部署による情報伝達訓練を行いました。
- 平成２８年９月３日（土）に，都市直下型地震が発生したとの想定で実施された「平成２８年度京都市総合防災訓練」で，帰宅困難者避難誘導訓練を実施しました。
- 平成２９年１月１７日（火）に，都市直下型地震が発生したとの想定で実施された「平成２８年度京都市災害対策本部運用訓練」に合わせ，関係部署による初動処置訓練を行いました。

①－２　京都駅での大規模災害に備えた避難誘導合同訓練の実施

平成２８年９月３０日（金）営業終了後の深夜に，京都市，ＪＲ東海，ＪＲ西日本，近畿日本鉄道株式会社，京都府警察及び交通局が合同で，大規模災害（地震）により鉄道各社の列車が運行停止となり，京都駅構内にお客様が多数とどまる事態が発生し，負傷者等も発生したとの想定のもと，約６５０人（うち交通局職員８４人）が参加する大規模な避難誘導及び帰宅困難者対策の訓練を行いました。

②地下鉄の総合防災訓練の実施

交通局が主体となって，独自に関係機関と合同で訓練を行っています。

平成２９年３月２５日（土）に，京都市消防局，京都府警察，京阪電気鉄道株式会社及び交通局が合同で，東西線の御陵駅において，放火火災により負傷者が発生したとの想定のもと，駅での初期消火，消防・警察との連絡通報及び避難誘導訓練を行いました。

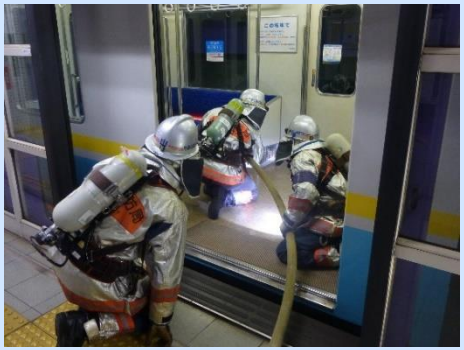

③緊急地震速報システムの運用に関する訓練

平成２８年８月２７日（土）に緊急地震速報システムを用いて，震度５強の地震が発生したとの想定のもと，初動処置訓練を行いました。

④大型保守用機械の相互救援訓練

保線区[注1]と電気区[注2]が合同で，大型保守用機械[注3]を用いた相互救援訓練[注4]を行いました。

④－１　烏丸線の相互救援訓練

平成２８年４月１４日（木）と１２月１２日（月）に，烏丸線において竹田保線区と姉小路電気区が合同で，大型保守用機械の故障を想定した相互救援訓練を行いました。

④－２　東西線の相互救援訓練

平成２８年７月１３日（水）と１２月２１日（水）に，東西線において醍醐保線区と醍醐電気区が合同で，大型保守用機械の故障を想定した相互救援訓練を行いました。

注1　地下鉄の土木・軌道設備の保守管理を行う部署
注2　地下鉄の信号・通信・電路設備の保守管理を行う部署
注3　地下鉄の線路設備及び電気設備を保守するために用いる自走式機械
注4　一方の大型保守用機械が故障して自走不能となった場合，翌朝の列車運行に支障することがないように，他方の大型保守用機械で救援し，作業基地まで牽引・格納する訓練

⑤車両脱線復旧訓練

車両工場（検車区）が脱線復旧訓練を行いました。

⑤－１　烏丸線の脱線復旧訓練

平成２８年６月２９日（水）と１１月２２日（火）に，竹田検車区が竹田車両基地内において，地下鉄車両を使用し，脱線を想定した復旧訓練を行いました。

⑤－２　東西線の脱線復旧訓練

平成２８年９月１４日（水）と平成２９年１月３１日（火）に，醍醐検車区が醍醐車庫内において，地下鉄車両を使用し，脱線を想定した復旧訓練を行いました。

⑥乗務時における基本動作の徹底と確認（重点強化項目）

管理監督者を中心に添乗を行い，乗務時の基本動作を確認することで，安全性の更なる向上を図りました。また，定期教育訓練時に，確認指差喚呼などの乗務時の基本動作の徹底を重点的に指導するとともに，管理監督者が他事業者の体験型研修施設の見学を行い，そこで学んだ内容を乗務員及び車掌に報告し，見学の成果を共有しました。

６　安全重点施策の取組の詳細

⑦ヒヤリ･ハット情報の収集，分析及び活用

ヒヤリ・ハット情報の収集に努め，収集した情報を発生時間や発生場所によって分類・分析してリスクの高い要因を洗い出し，設備等の改善やヒヤリ・ハット事例集に反映することで，職場の安全性の一層の向上に取り組みました。

※ヒヤリ・ハット情報とは，事故に至らないものの，事故を引き起こすかもしれないと思ってヒヤッとした，ハッとした事例のことを言います。

⑧安全に関する会議の強化

安全統括管理者をトップとし，安全運行管理官及び所属長で構成された安全対策委員会を毎月開催し，当局で発生した輸送障害等の対策内容や進捗状況について討議・共有することにより，安全意識の向上に努めました。

また，安全統括管理者と現場職員との業務推進ワーキングを延べ７回開催し，現場職員が日常業務を遂行する上で気になっていることや，安全性を向上させるため考えていることなどを述べ，それに対して，安全統括管理者が実施に当たっての課題や効果について意見を述べるなど，安全性向上に向けての意見交換を行いました。

⑨水害に備えた重点警戒の実施

平成２５年度に発生した台風１８号の水害による運休を踏まえ，水害のおそれがある場合には，高速鉄道部内や直通運転を実施している近畿日本鉄道株式会社及び京阪電気鉄道株式会社との連絡を密にするとともに，６駅を大雨時の重点警戒箇所※と位置付け，職員を追加配置するなど被害を未然に防ぐ体制をとることとしています。

平成２８年９月の台風１６号接近の際には，運輸関係職員及び保守関係職員を追加配置し，水害の発生に備えました。

※　大雨時の重点警戒箇所：竹田駅・六地蔵駅・石田駅・御陵駅・三条京阪駅・京都市役所前駅

（３）乗車時における安全対策の向上

①乗車時における扉挟み件数ゼロを目指した取組

【　平成２８年度の目標　：　お客様の乗車時における扉挟み件数を１桁とする　】

【　平成２８年度の実績　：　８件　】

目標の達成に向け，以下のことに取り組み，平成２８年度は目標を達成することができました。

①運転士による安全確認の補助（烏丸線）

②駆け込み乗車防止の啓発放送の強化

③乗務員の基本動作徹底のため，管理監督者による集中点検の実施

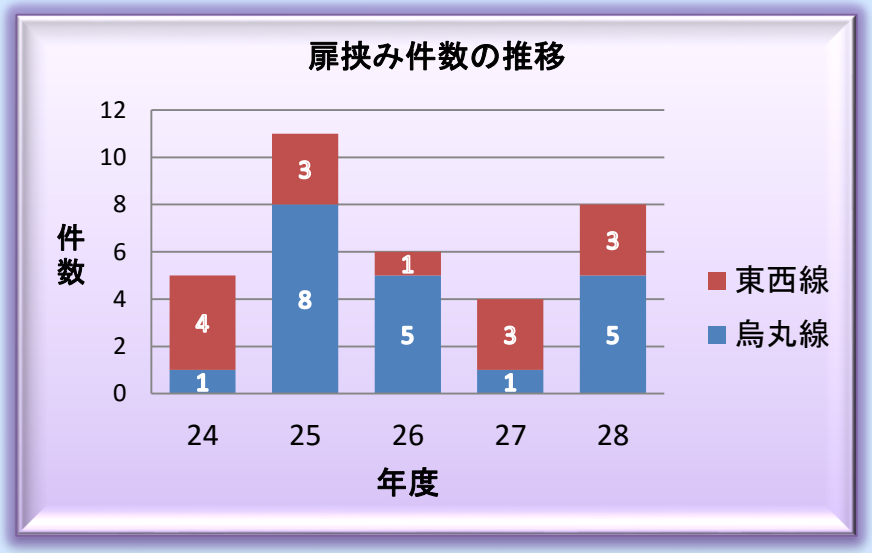

（４）輸送の安全に関する内部監査の実施及び必要な是正または予防措置の実施

安全管理の取組が確実に実施されているのかを確認するために，「輸送の安全の確保に関する内部監査要綱」を定め，高速鉄道に関係する経営管理部門と現業実施部門に対して内部監査を実施し，輸送の安全に係る業務の実施方法や管理方法を検証するとともに，安全管理体制が適切に確立され，維持，機能していることを確認しました。

①定期内部監査

平成２８年度内部監査の実施

≪経営管理部門≫
経営管理部門に対する内部監査を平成２８年９月１日（木）に実施しました。

被監査部署	重点監査事項
公営企業管理者交通局長 企画総務部長 安全統括管理者 安全運行管理官 運輸課 技術監理課 高速車両課 電気課	○　高速鉄道部における輸送の安全を確保するための安全重点施策（１２，１３ページ参照）の取組が確実に行われているか。 ○　収集した事故等に関する情報を分類・整理し，事故等の未然防止に活用できているか。

監査結果
指摘事項はありませんでした。監査意見は次のとおりです。

- 安全重点施策については，監査員が施策の進捗状況や実績を確認し，重点強化項目をはじめとする取組を着実に推進していることが確認できた。取組が継続されるよう希望する。
- ヒヤリ・ハット事例集を各所属で研修時などに積極的に活用していることが確認できた。

６　安全重点施策の取組の詳細

≪現業実施部門≫
現業実施部門に対する内部監査を平成２９年１月１３日（金）に実施しました。

被監査部署	重点監査事項
東西線乗務区 電力区 姉小路電気区	○　安全マネジメント体制を維持するために必要な教育・訓練が実施されているか。 ○　日誌・引継簿・報告書・作業日報・検査報告書等の必要書類が適切に管理・保管されているか。

監査結果
指摘事項はありませんでした。
監査意見は次のとおりです。
・安全管理体制について，周知・徹底が図られていることが確認できた。
・教育・訓練がしっかり実施されていることが確認できた。
・日誌等の書類もしっかり保管していることが確認できた。
・基本動作の徹底については効果的に取り組んでおり，継続してもらいたい。

内部監査をより実効性の高いものとするため，監査終了後にアンケートを実施しました。
アンケートにより，次のことを確認できました。
・　監査員からの講評・指摘は理解できる。
・　監査員の指摘は一歩引いた立場からの内容で参考になった。
・　内部監査導入後，輸送の安全に係る取組について，変化，改善又は充実した点がある。

（５）輸送の安全を確保するための鉄道施設，車両等の整備・更新

①烏丸線におけるホームの安全対策（重点強化項目）

①－１　注意喚起ラインの設置

平成２８年８月，ホーム柵が未設置の烏丸線１２駅すべてに，ホームの端に赤色の注意喚起ライン（ＣＰライン）を設置しました。

強い危険を示す色のライン（赤色が一般的）を使用して，ホームの端を目立たせることで注意を促し，ホームから線路への転落や，列車への接触を未然に防止する効果があります。

烏丸線におけるその他の安全対策

- 可動式ホーム柵の設置
  （京都駅・四条駅・烏丸御池駅）
- 非常停車ボタンの設置
- 啓発ポスターの掲示
- ホーム下退避スペースの確保
- 退避場所の案内表示
- 車両間転落防止装置の設置
- 案内表示器や構内放送による列車接近の注意喚起放送や警報音放送
- 足元注意喚起灯の設置（京都駅）

①－２　お客様への注意喚起の実施

ホームからの転落や駆け込み乗車を防止するため，お客様の多い時には，ホームに係員等を配置して注意喚起を行うとともに，貼り紙や案内表示器に注意文を表示し，お客様の安全確保に努めました。

【参考】
東西線では全駅にホーム床面から天井までのホームドアを設置しています。

６　安全重点施策の取組の詳細

①－３　目の不自由なお客様への積極的なお声掛けと啓発活動

駅係員から目の不自由なお客様へ，案内を希望するかを積極的にお聞きするお声掛けの強化を行いました。

また，公益社団法人京都府視覚障害者協会や社会福祉法人京都ライトハウス，他の鉄道事業者と共同で，白杖や盲導犬を利用されている目の不自由なお客様に対するお客様間での配慮や，お声掛け等の協力をお願いする啓発活動を，四条駅・三条京阪駅・近鉄京都駅・阪急桂駅・ＪＲ京都駅で計５回行いました。

四条駅での啓発活動の様子
平成２８年９月２９日（木）

②水害に備えた設備の設置（重点強化項目）

平成２８年度は，鴨川，高野川の氾濫に備え，松ヶ崎駅など６駅１１箇所に止水板の設置や補強を行いました。

松ヶ崎駅２番出口

③レールの更新

長年の使用に伴い摩耗した，三条京阪駅～京都市役所前駅間のレールの更新を行いました。

三条京阪駅での作業の様子

④車両の車輪はめ替え

車両の使用年数及び走行距離を踏まえ，烏丸線車両５両の車輪のはめ替えを行いました。

烏丸線のはめ替え用車輪

⑤信号保安設備の更新

六地蔵駅，石田駅及び醍醐駅のＡＴＯ装置の更新を行いました。

更新したＡＴＯ装置

ATO装置とは？

Automatic Train Operation の略称で，自動列車運転装置と呼ばれます。地上に設置された地上子と，列車に設置された車上子によって，列車がどこを走行しているのかを照合し，列車の力行や制動を安全かつ自動的に行う装置です。運転士が出発ボタンを操作すると，次駅まで制限速度内で自動運転を行い，駅ホームの決められた位置に停止します。

また，ATO運転中であっても，運転士が制動操作を行うと，いつでも列車を停車させることができます。

⑥電力設備の更新

北大路駅，鞍馬口駅及び丸太町駅の電気室受変電設備の更新を行いました。

更新した受変電設備

⑦電車線の更新

烏丸線五条駅構内の一部において，電車線の老朽化に伴う更新を行いました。

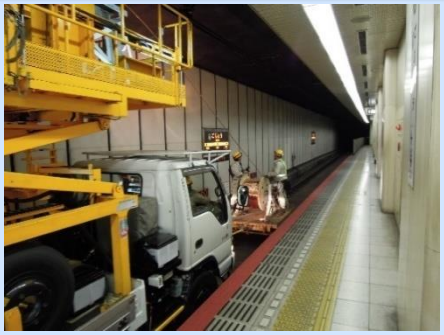

⑧鉄道施設，車両等の点検・整備の徹底（重点強化項目）

過去に発生した故障・事故等と同様の事象が発生しないよう，点検内容・部品交換頻度等を見直し，点検・整備を徹底しました。

また，他事業者において発生した故障・事故等の事案についても，必要に応じて点検を行い，同様の事象が発生しないよう徹底しました。

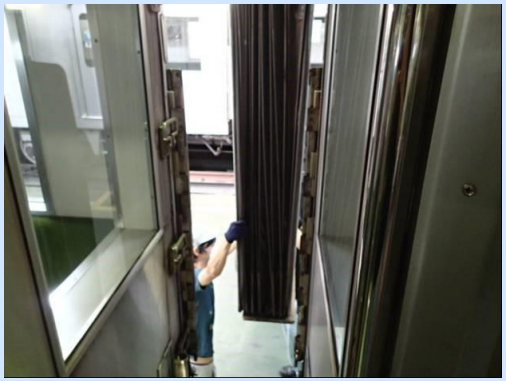

これらの取組を行いましたが，結果として輸送障害が２件発生したため，原因の調査と特定を行い，原因となった部品の交換や整備基準の見直し及び点検間隔の短縮などの対策を行いました（７，９ページ参照）。

7　安全関連投資・修繕費の支出状況

安全に関わる設備投資や修繕については，必要な施策を計画的に実施するとともに，緊急性の高い案件については随時投資をしています。

（１）建設改良費※1に占める安全関連設備投資の金額（平成２８年度）

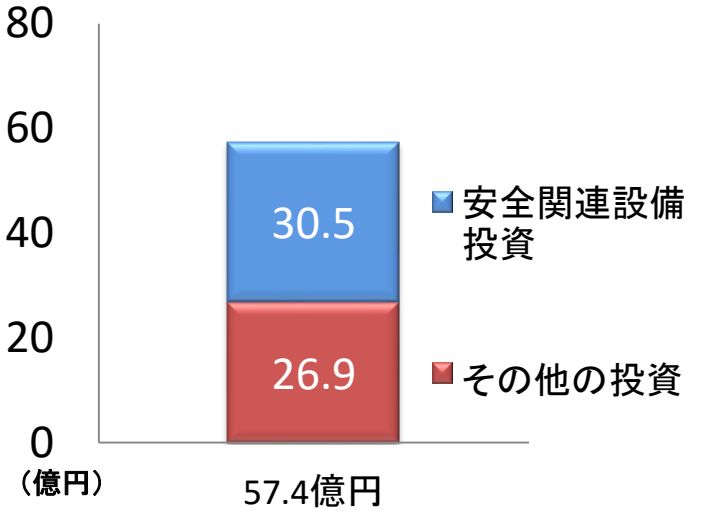

内　　容
止水板の設置，防犯カメラ更新工事， 自動列車運転装置更新，車両用制御装置の更新， 構内スロープ点字ブロック改修工事など
駅便所改修工事，券売機・精算機更新，改集札機更新， エキナカ関連整備工事など

（２）施設・車両の修繕費（平成２８年度）

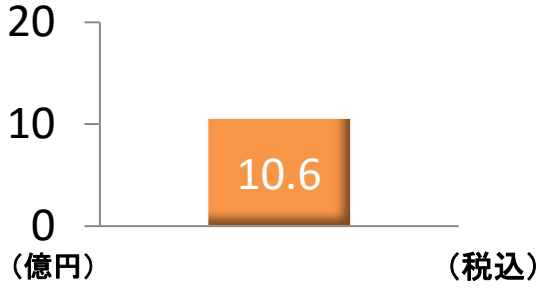

レール削正工事，全般・重要検査（車両の大規模点検），
軌道検測車点検整備，電車線設備修繕など

※１　駅施設や車両，設備機器などの固定資産の取得，更新及び改良などに要する費用

８　お客様にお知らせとお願い

お客様に安心・安全・快適に地下鉄をご利用いただくためのお知らせとお願いです。

８－１　駅構内でのお願いと安心・安全のための設備

ホームで列車をお待ちいただく際には，危険ですので白線の内側でお待ちください。また，黄色い点字ブロックは視覚に障がいのある方がご利用されますので，その上で立ち止まったり荷物を置かないようお願いします。

駅構内での設備等は以下のとおりです（各番号の説明は，次ページ以降をご覧ください）。

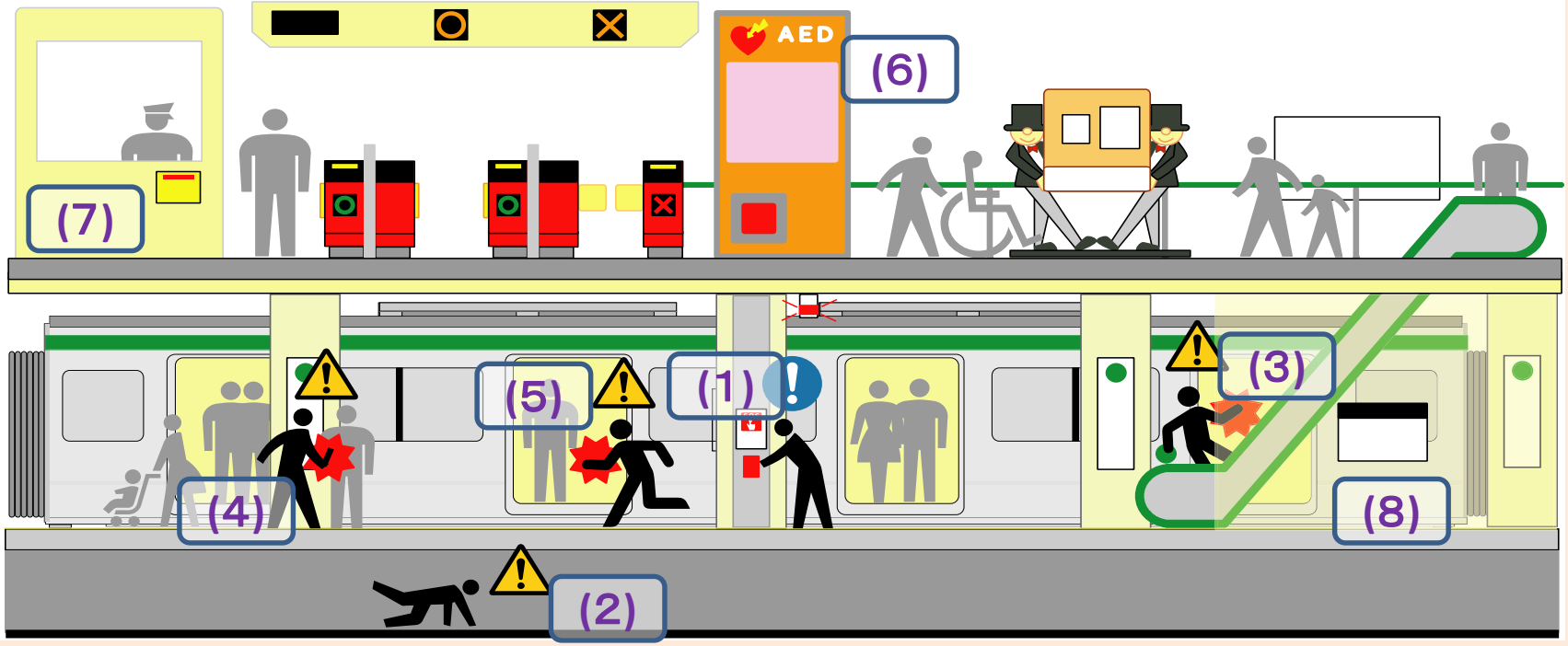

8　お客様にお知らせとお願い

（１）非常停車ボタン[烏丸線]

　烏丸線では，ホームから誤って転落された場合に備え，非常停車ボタンを整備しています。転落したお客様を発見された時には，すぐに最寄りの「非常停車ボタン」を押してください。

　非常停車ボタンの横には，駅務室と通話ができるインターホンを設置しております。

　非常停車ボタンの付近にはこのような表示をしています。

【参考】

　東西線では，すべての駅で床面から天井までホームドアが設置されているため，非常停車ボタンはありませんが，駅務室と通話ができるインターホンを設置しております。

（２）「ホーム下避難場所」表示［烏丸線］

　線路へ転落されたお客様を発見された際は，転落された方を無理にホーム上に引き上げようとせずに，ホーム下の避難場所に誘導し，駅係員（または乗務員）にお知らせください。

　また，転落された場合は，無理にホームへ上がろうとせずにホーム下に退避のうえ，駅係員（または乗務員）の救援をお待ちください。

８　お客様にお知らせとお願い

（３）エスカレーターのご利用時

エスカレーターは大きな荷物や杖を持つ人，手をつなぐ親子，怪我をした人等も利用されます。もともとエスカレーターは立ち止まって乗るためのもので，歩いたり走ったりしますと，つまずいたり，ぶつかったり，他のお客様との接触や転倒等の原因となり，思いがけない事故のきっかけとなり大変危険です。皆様が安心して使えるよう，手すりにつかまり，黄色い線の内側に立ち止まってご利用ください。

また，ベビーカー等は折りたたんでご利用いただくか，エレベーターをご利用ください。

（４）ホームの移動時

ホームでは走らず，白線の内側をお歩きください。ホームの端を歩いたり，スマートフォン，携帯電話，ゲーム機器等を使用しながらの移動は，列車や他のお客様との接触または転倒，ホーム下への転落などの事故の原因となり，大変危険ですのでおやめください。

また，線路にものを落とした場合は，ご自身で拾おうとせず，駅係員にお申し出ください。

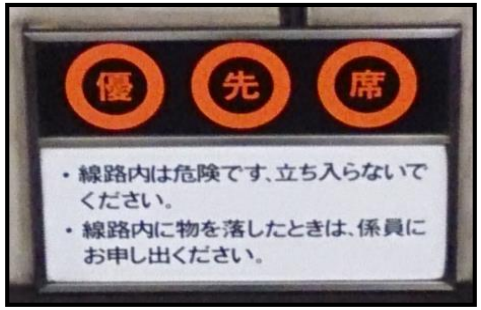

（５）電車への乗降時

駆け込み乗車や発車間際の降車は，扉に挟まれたり，他のお客様との衝突や転倒等の原因となり大変危険ですのでおやめください。

８　お客様にお知らせとお願い

（６）ＡＥＤ（自動体外式除細動器）

　お客様が駅構内や車内で心停止状態等になった場合に備え，「ＡＥＤ」を地下鉄全駅の有人改札口付近に設置しています。必要とされる場合はご自由にご利用いただけます。

（７）こども１１０番の駅

　交通局では，こどもを犯罪の被害から守るための「こども１１０番の駅」の取組を地下鉄全駅で行っています。

　こどもが助けを求めてきた場合は保護し，こどもに代わって１１０番通報などを行います。

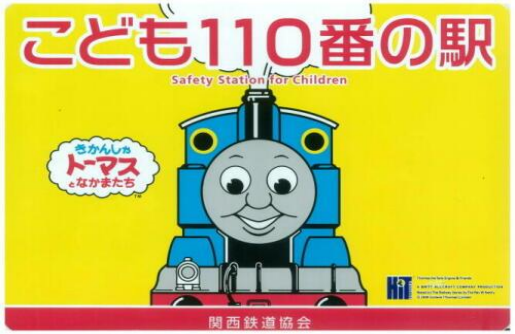

（８）浸水時推奨避難出口について

　地下鉄駅構内に浸水が発生した場合に備え，避難経路図（右図）を設置し，浸水時推奨避難出口をお知らせしております。

　なお浸水発生時は，駅係員（または乗務員）の指示に従い，落ち着いて避難してください。

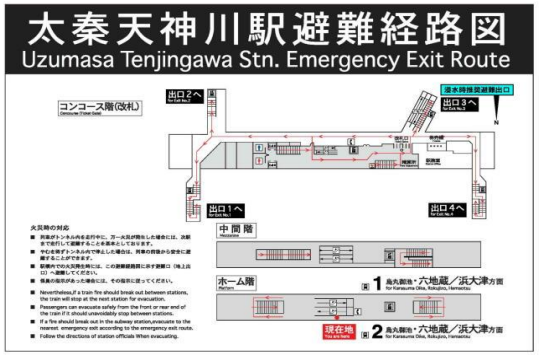

８－２　車内でのお願いと安心・安全のための設備

列車は安全運転を心がけていますが，やむを得ず急停車する場合がございますので，車内では安全のため，つり革・手すりをお持ちください。

（１）車内通報装置

車内には，緊急の場合に乗務員に通報できる車内通報装置を設備しております。

車内で異常を発見されたときや不審物を発見されたときなど緊急の場合には，すぐに最寄りの「車内通報装置」（車内通報器・非常通報器）の通報ボタンを押してください。ブザーが鳴り，乗務員と通話ができます。

（烏丸線の一部車両では，乗務員への通報機能のみの車両があります）

通報装置は各車両に設置しており，付近に右図のようなサインを掲示しています。

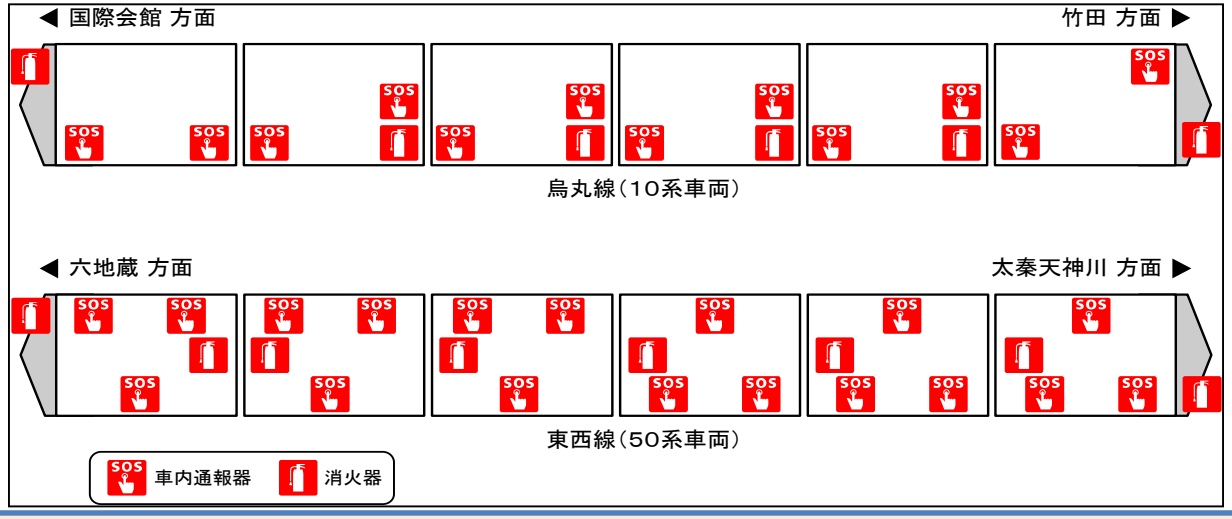

（２）緊急地震速報を受信した場合

地震発生時に緊急地震速報を受信した場合にはお客様の安全を第一に考え，まず，列車の速やかな減速・停止を行い，お客様に対するご案内は列車停止後となりますので，停止するまでつり革・手すりにしっかりとおつかまりいただきますようお願いいたします。

地震発生時には，乗務員・駅係員の指示に従い，落ち着いて行動していただきますようお願いいたします。

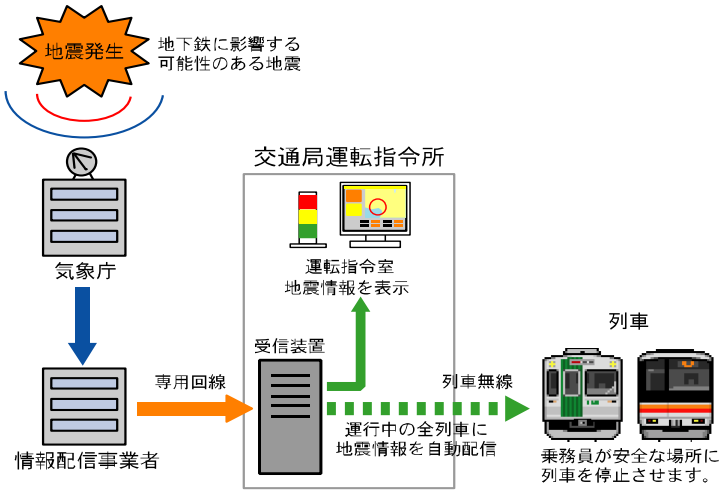

緊急地震速報とは？

地震の発生直後に，震源に近い地震計でとらえたデータを解析して，震源の位置や規模を推定。これに基づき各地の地震到達時刻や震度等を予測し，迅速に知らせるものです。

平成２１年３月から緊急地震速報システムを導入しています。

（３）Ｊアラートを受信した場合

Ｊアラート（全国瞬時警報システム）から，弾道ミサイルが発射され，日本に飛来する可能性があるという情報が伝達された場合には，走行中の列車は次の駅で停車し，駅で停車中の列車はその駅で停車したままとなります。

その後，Ｊアラートからの情報により，安全が確認できた時点で運行を再開します。

Ｊアラート受信時は，乗務員・駅係員の指示に従い，安全が確認できるまでは，車内または駅構内にとどまっていただきますようお願いいたします。

８　お客様にお知らせとお願い

８－３　お客様からのご意見

お客様や市民の皆様からのご意見・ご要望等につきましては，電話，手紙，交通局ホームページなどで受け付けています。
交通局では，いただきましたご意見・ご要望等につきましては，お客様へのサービス向上・充実等に役立てています。

お客様の声（ご意見・ご要望）へのアクセス方法

京都市交通局ホームページ
（http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/）

ご意見ご要望
はこちらから

Kyoto City Subway Annual Safety Report

この報告書に関するお問い合わせ先

京都市交通局 高速鉄道部 運輸課

〒616-8104　京都市右京区太秦下刑部町12番地
TEL　075-863-5224

京都市高速鉄道安全報告書2017
平成29年9月 発行

DO YOU KYOTO?
環境にいいことしていますか？

乗れば始まる エコライフ
－ 環境に優しい 市バス・地下鉄 －